

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金担当課（室）御中

内閣府本府令和4年物価・賃金・生活総合対策世帯給付金及び令和3年経済対策世帯給付金等事業担当室

配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例における
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等
価格高騰緊急支援給付金関係事務処理について（一部改正）

今般、「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」（令和4年9月26日付け府政経運第394号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）により、「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領」（以下「支給要領」という。）を一部改正したところですが、配偶者やその他親族からの暴力や、性暴力被害、貧困その他の理由が複合的に重なる等して避難している事例における事務処理について、下記の通り運用指針を一部改正し、令和4年9月26日から適用することとしたので連絡します。

本事務連絡の運用及び管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知について、特段の配慮をお願いします。

本事務連絡については、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課から各都道府県の婦人相談所等の関係機関及び婦人相談員へ、内閣府男女共同参画局から各都道府県の配偶者暴力相談支援センター等へ周知が行われる予定であることを申し添えます。

記

別 添：配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例における住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金関係事務処理について

参考資料：住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内チラシ(DV等避難者向け)
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金のご案内チラシ(DV等避難者向け)

- ※1 当該チラシは市町村が広く周知広報に活用できるように作成したものです。各市町村において当該チラシを加工(Q&Aの修正・追加、他の媒体等に転載する等)していただいて構いません。
- ※2 婦人相談所等で用いるほか、各市町村におかれましても、給付金担当窓口で配布いただく等、ご活用下さい。

(別添)

※変更箇所は下線部

配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例における
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等
価格高騰緊急支援給付金関係事務処理について

第一 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

1 基本的な取扱い

配偶者やその他親族（以下単に「親族」という。）からの暴力や、性暴力被害、貧困その他の理由が複合的に重なる等して避難し、親族と生計を別にしてしている者（以下「DV等避難者」という。）は、当該親族とは異なる市町村（特別区を含む。以下同じ。）に居住した場合、特段の事情がなければ、当該市町村に住民票を移すこととなる。支給要領第2部の第1の1（1）に規定する令和3年度分又は令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯に対する分（以下「非課税世帯給付金」という。）及び支給要領第3部の第1の1（1）に規定する令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯に対する分（以下「価格高騰緊急支援給付金」という。）については、基準日（非課税世帯給付金について、令和3年12月10日（給付金の支給を受けていない世帯のうち、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税であることにより対象となる世帯については、令和4年6月1日）。価格高騰緊急支援給付金について、令和4年9月30日。以下同じ。）までに住民票を移した場合、当該DV等避難者についても、原則どおり、基準日時点での当該DV等避難者の住民票の所在する市町村（以下「住民票所在市町村」という。）が行うこととなる。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例における支給関係事務について

(1) 支給市町村

次に掲げる事例であって、かつ、(2)の「一定の要件」を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が居住する市町村（以下「居住市町村」という。）に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の給付金については、居住市町村から支給する。

- ① 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしてしている入所者を含む。）

及びその同伴者であって、基準日において居住地に住民票を移していない者

- ② 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

なお、申出者の居住地が住民票所在市町村内にある場合は、支給市町村の変更は行わないが、申出者から給付金の申請があった場合は、同様の取扱いとする。

(2) 申出者の満たすべき「一定の要件」

申出者の満たすべき「一定の要件」は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- ① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。
- ② 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書（別紙様式1）も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

- ③ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。
- ④ ①から③に掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

3 事務処理の流れ

(1) 居住市町村への申出

申出者は、居住市町村における支給申請の受付期間において、居住市町村へ、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）に係る配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書（別紙様式2）（以下「申出書」という。）により申出を行う。その際、2（2）

に掲げる「一定の要件」を満たす旨を確認できる書類を添付する。

(2) 居住市町村における一定の要件の確認・申請書の送付

申出者から申出書の提出を受けた居住市町村は添付書類により、申出者が要件を満たすかどうかを確認する。

申出者が要件を満たす場合には、支給要領第2部の第4の1(2)⑥又は2(1)に規定する申請書又は支給要領第3部の第4の1(2)⑥又は2(1)に規定する申請書(以下「申請書」という。)を送付する。

(3) 申出者の居住市町村への支給申請

申出者は、居住市町村における支給申請の受付期間において、居住市町村へ支給申請を行う。

(4) 居住市町村における支給申請の受付、申出者への支給

居住市町村は、申請書に基づき、支給要件を満たす旨を確認した上で、支給決定を行う。

第二 関係機関との連携等

- 1 第一のような事例への対応にあたり、市町村の給付金関係事務担当だけでの対応が困難な場合には、各都道府県においても、市町村からの個別事例の取扱等について照会を受けた場合には、配偶者暴力相談支援センター主管部局等との連携を図り、市町村に対する助言、指導等の特段の配慮をお願いする。
- 2 また、第一のような事例については、市町村や都道府県の区域を越えた対応が求められる場合もあることから、各都道府県においては、市町村による事務処理が円滑に進むよう、管内市町村間や他の都道府県との調整等について、併せて特段の配慮をお願いする。
- 3 なお、第一の2(2)の要件については、配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例における児童手当の給付の要件の一部であることから、既に申出者が児童手当で対応されている場合には、上記要件に係る書類の提出は既に市町村に行われていることになる。このため、市町村内で児童手当担当と給付金担当が連携することにより、申出者は、児童手当で既に対応していることと対象者を明確にすれば、事前申出の際に証明資料の添付や本人確認等は不要になるところであり、両部局の連携により、申出者の負担軽減を図り、明示することが望ましい。

第三 個人情報保護に関する考え方

上記の運用指針に従った事務処理を行う上では、配偶者やその他親族からの暴力等に係る個人情報を、関係行政機関内で共有することとなる。

こうした取扱いについては、給付金の支給事務を適切に遂行する上で必要最小限度のものであり、適切な範囲内と考えられるが、各都道府県及び市町村における個人情報保

護条例との関係に留意願いたい。また、対象となっている申出者の個人情報の内容に鑑み、情報の取扱いについては特に厳重な管理が求められることから、送付時や管理上の取扱いには十分に留意願いたい。

また、非課税世帯給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の「特定公的給付」に指定されている。

これにより、同法第11条の規定に基づき、別表第1告示（注）に明示されている情報について、居住市町村の長の求めに対し、都道府県や他の市町村の長が避難者に関する資料の提供を行うことは、各自治体の個人情報保護条例上の目的外利用の適用除外の要件としての「法令の規定に基づく場合」に該当するものと一般的には考えられる。

なお、価格高騰緊急支援給付金についても特定公的給付に指定される見込み。

（注）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和三年内閣府・総務省告示第一号）第5号

第四 非課税世帯給付金に係る令和4年6月1日以降の取扱いに関する留意事項

1 DV等避難者については、基準日時点で申出者の居住市町村に住民票が所在しない場合には、当該申出者の給付金については、当該申出者及び同伴者を独立した世帯とみなし、居住市町村から支給することとしているが、本通知の取扱いの対象者の範囲と支給市町村について、令和4年6月1日以降は、以下のとおりとなる。

（1）令和3年度住民税非課税世帯としての給付

現行の取扱いと同様、令和3年12月10日時点で、第一の2に該当し居住市町村に住民票が所在しない者について、当該申出者からの申請により、令和3年12月10日時点の居住市町村から支給する。

（2）令和4年度住民税非課税世帯としての給付

令和4年6月1日時点で、第一の2に該当し居住市町村に住民票が所在しない者について、当該申出者からの申請により、令和4年6月1日時点の居住市町村から支給する。

（3）家計急変世帯としての給付

現行の取扱いと同様、当該申出者からの申請により、申請時点の居住市町村から支給する。

2 支給要領第2部の第1の3のとおり、令和4年度住民税非課税世帯としての給付は、既に本給付金の支給を受けた世帯（令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯に対する給付の対象であるが未申請又は支給を辞退した世帯を含む。）と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は支給要件を満たさないものとするが、この場合の世帯は、本通知の取扱いにおいて、本通知に基づく支給決定を行った世帯（申出者及び同伴者からなる世帯）を指すものとする。

第五 価格高騰緊急支援給付金に係る取扱いに関する留意事項

1 DV等避難者については、基準日時点で申出者の居住市町村に住民票が所在しない場合には、当該申出者の給付金については、当該申出者及び同伴者を独立した世帯とみなし、居住市町村から支給することとなり、本通知の取扱いの対象者の範囲は、以下のとおりとなる。

(1) 令和4年度住民税非課税世帯としての給付

令和4年9月30日時点で、第3部の第一の2に該当し居住市町村に住民票が所在しない者について、当該申出者からの申請により、令和4年9月30日時点の居住市町村から支給する。

(2) 家計急変世帯としての給付

当該申出者からの申請により、申請時点の居住市町村から支給する。

2 非課税世帯給付金の支給を通じて、第一の2に規定する本事務処理通知による取扱いの対象となることを確認した世帯と同一の世帯から本給付金の申請があった場合には、第一の2(2)に掲げる「一定の要件」を満たす旨を確認できる書類及び第一の3(1)に規定する申出書について、添付を省略することとして差し支えない。

3 その他基本的な取扱いは、非課税世帯給付金と同様となる。